

公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関	検出事項							是正を求める事項	措置の内容
平野警察署 警察本部 総務部 施設課	下記の継続借用している財産について、公有財産台帳の更新登録が行われていなかった。							速やかに公有財産台帳に登録するとともに、今後は大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき適正な事務処理を行われたい。 【公有財産事務の手引】 第2章 公有財産の取得 第3節 借用 府が行政遂行の手段として、他者の所有する財産（土地、建物など）を許可又は契約（賃貸借契約、使用貸借契約）により借り受けることをいう。 借用財産は、公有財産ではないが、借用財産の内容を明確に把握するためにも借用（物件）台帳を整備しておくこと。 【大阪府公有財産台帳等処理要領】 （借用財産） 第18条 部局長等は、所管事業にかかわる借地及び借家（借建物）の契約等を行ったときは、借用財産としてシステムを用いて借用登録を行うものとする。	未登録分については、平成28年12月15日付けで平野警察署において、公有財産台帳に更新登録を行ったものである。今後は、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、遅滞なく適正な事務処理を行うこととする。
	種別	所在地	借用数量	賃借料	借用目的	借用期間	所有者		
	土地	大阪市平野区 加美鞍作1丁目 2-29	62.36㎡	0円 (免除)	交番敷地	H27.4.1 ～H28.3.31	大阪市		
	土地	大阪市平野区 長吉長原東1丁目 8-1	111.77㎡	0円 (免除)	交番敷地	H27.4.1 ～H28.3.31	大阪市		
	土地	大阪市平野区 長吉長原西3丁目 10-17	131.63㎡	0円 (免除)	交番敷地	H27.4.1 ～H28.3.31	大阪市		
	土地	大阪市平野区 長吉六反4丁目 5-29	115.21㎡	0円 (免除)	交番敷地	H27.4.1 ～H28.3.31	大阪市		
	土地	大阪市平野区 加美北8丁目 9-11	130.50㎡	0円 (免除)	交番敷地	H27.4.1 ～H28.3.31	大阪市		

監査（検査）実施年月日（委員：一年一月一日、事務局：平成28年10月3日から平成29年1月31日まで）

対象受検機関	検出事項							是正を求める事項	措置の内容
大阪水上警察署 警察本部 総務部 施設課	下記の継続借用している財産について、公有財産台帳の更新登録が行われていなかった。							速やかに公有財産台帳に登録するとともに、今後は大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき適正な事務処理を行われたい。	未登録分については、平成28年11月8日付けで大阪水上警察署において、公有財産台帳に更新登録を行ったものである。今後は、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、遅滞なく適正な事務処理を行うこととする。
種別		所在地	借用数量	賃借料	借用目的	借用期間	所有者	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【公有財産事務の手引】</p> <p>第2章 公有財産の取得</p> <p>第3節 借用</p> <p>府が行政遂行の手段として、他者の所有する財産（土地、建物など）を許可又は契約（賃貸借契約、使用貸借契約）により借り受けることをいう。</p> <p>借用財産は、公有財産ではないが、借用財産の内容を明確に把握するためにも借用（物件）台帳を整備しておくこと。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 （借用財産）</p> <p>第18条 部局長等は、所管事業にかかわる借地及び借家（借建物）の契約等を行ったときは、借用財産としてシステムを用いて借用登録を行うものとする。</p> </div>	
土地	大阪市住之江区 南港南2丁目 南港船だまり	44.80㎡	0円 (免除)	係留地	H27. 4. 1 ～H28. 3. 31	大阪市			

監査（検査）実施年月日（委員：一年一月一日、事務局：平成28年10月3日から平成29年1月31日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容														
高槻警察署 警察本部 総務部 施設課	<p>公有財産台帳の登録内容に誤っているものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="477 474 1341 674"> <thead> <tr> <th colspan="2">台帳登録</th> <th rowspan="2">財産名称</th> <th rowspan="2">交番名</th> <th rowspan="2">取得価額</th> </tr> <tr> <th>正</th> <th>誤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">工作物</td> <td rowspan="2">建物</td> <td rowspan="2">※自転車置場</td> <td>牧田町交番</td> <td>85,000円</td> </tr> <tr> <td>五領交番</td> <td>644,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 周壁の高さが、軒の高さの1/2未満</p>	台帳登録		財産名称	交番名	取得価額	正	誤	工作物	建物	※自転車置場	牧田町交番	85,000円	五領交番	644,000円	<p>速やかに公有財産台帳の登録内容を修正するとともに、 今後は、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府公有財産規則】 (公有財産台帳) 第15条 2 部局長等は、その所管する公有財産について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳を備えなければならない。</p> <p>【公有財産事務の手引】 第3章 公有財産の管理事務 第2節 公有財産台帳の整備 第2 台帳整備 1 台帳への登録 (2) 建物等の定義 ① 建物 建物とは、屋根及び周壁又は、これと同等のものを有し、土地に定着した建築物であって、その目的とする用途に供する状態にあるものをいう（原則として、仮設建築物は含まれない。） 周壁（側壁も同様とする。）とは、社会通念上容易に取り外しのできないものであり、当該建築物の軒の高さの1/2以上を占めるものをいう。 ② 工作物 工作物とは、土地の定着物（立木を除く。）のうち、建物以外のもので継続して独立の効用を果たすものをいう。 土地の定着物とは、土地に固定的に付着して容易に移動しえない物であって、土地から分離すれば、当該財産としての効用を果たさないものをいう。</p> </div>	<p>牧田町交番及び五領交番の自転車置場については、平成28年12月7日付けで工作物に修正登録を行ったものである。今後は、適正な事務処理に努めることとする。</p>
台帳登録		財産名称	交番名				取得価額										
正	誤																
工作物	建物	※自転車置場	牧田町交番	85,000円													
			五領交番	644,000円													

監査（検査）実施年月日（委員：一年一月一日、事務局：平成28年10月3日から平成29年1月31日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容										
茨木警察署 警察本部 総務部 施設課	<p>公有財産台帳の登録内容に誤っているものがあった。</p> <p>【山手台交番】</p> <table border="1" data-bbox="516 512 1166 659"> <thead> <tr> <th colspan="2">台帳登録</th> <th rowspan="2">財産名称</th> <th rowspan="2">取得価額</th> </tr> <tr> <th>正</th> <th>誤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工作物</td> <td>建物</td> <td>※自転車置場</td> <td>481,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 周壁の高さが、軒の高さの1/2未満</p>	台帳登録		財産名称	取得価額	正	誤	工作物	建物	※自転車置場	481,000円	<p>速やかに公有財産台帳の登録内容を修正するとともに、今後は、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府公有財産規則】 (公有財産台帳) 第15条 2 部局長等は、その所管する公有財産について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳を備えなければならない。</p> <p>【公有財産事務の手引】 第3章 公有財産の管理事務 第2節 公有財産台帳の整備 第2 台帳整備 1 台帳への登録 (2) 建物等の定義 ① 建物 建物とは、屋根及び周壁又は、これと同等のものを有し、土地に定着した建築物であって、その目的とする用途に供する状態にあるものをいう（原則として、仮設建築物は含まれない。） 周壁（側壁も同様とする。）とは、社会通念上容易に取り外しのできないものであり、当該建築物の軒の高さの1/2以上を占めるものをいう。 ② 工作物 工作物とは、土地の定着物（立木を除く。）のうち、建物以外のもので継続して独立の効用を果たすものをいう。 土地の定着物とは、土地に固定的に付着して容易に移動しえない物であって、土地から分離すれば、当該財産としての効用を果たさないものをいう。</p> </div>	<p>山手台交番の自転車置場については、平成28年12月7日付けで工作物に修正登録を行ったものである。今後は、適正な事務処理に努めることとする。</p>
台帳登録		財産名称	取得価額										
正	誤												
工作物	建物	※自転車置場	481,000円										

監査（検査）実施年月日（委員：一年一月一日、事務局：平成28年10月3日から平成29年1月31日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容										
吹田警察署 警察本部 総務部 施設課	公有財産台帳の登録内容に誤っているものがあつた。 【山田西交番】 <table border="1" data-bbox="516 512 1234 659"> <thead> <tr> <th colspan="2">台帳登録</th> <th rowspan="2">財産名称</th> <th rowspan="2">取得価額</th> </tr> <tr> <th>正</th> <th>誤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工作物</td> <td>建物</td> <td>※自転車置場</td> <td>685,000円</td> </tr> </tbody> </table> ※ 屋根のみで周壁のないもの	台帳登録		財産名称	取得価額	正	誤	工作物	建物	※自転車置場	685,000円	速やかに公有財産台帳の登録内容を修正するとともに、 今後は、適正な事務処理を行われたい。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 【大阪府公有財産規則】 (公有財産台帳) 第15条 2 部局長等は、その所管する公有財産について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳を備えなければならない。 【公有財産事務の手引】 第3章 公有財産の管理事務 第2節 公有財産台帳の整備 第2 台帳整備 1 台帳への登録 (2) 建物等の定義 ① 建物 建物とは、屋根及び周壁又は、これと同等のものを有し、土地に定着した建築物であつて、その目的とする用途に供する状態にあるものをいう（原則として、仮設建築物は含まれない。） 周壁（側壁も同様とする。）とは、社会通念上容易に取り外しのできないものであり、当該建築物の軒の高さの1/2以上を占めるものをいう。 ② 工作物 工作物とは、土地の定着物（立木を除く。）のうち、建物以外のもので継続して独立の効用を果たすものをいう。 土地の定着物とは、土地に固定的に附着して容易に移動しえない物であつて、土地から分離すれば、当該財産としての効用を果たさないものをいう。 </div>	山田西交番の自転車置場については、平成28年12月7日付けで工作物に修正登録を行ったものである。今後は、適正な事務処理に努めることとする。
台帳登録		財産名称	取得価額										
正	誤												
工作物	建物	※自転車置場	685,000円										

監査（検査）実施年月日（委員：一年一月一日、事務局：平成28年10月3日から平成29年1月31日まで）

資産と費用の区分誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容				
<p>東住吉警察署 警察本部 総務部 施設課</p>	<p>署長室照明器具取替工事(149,731円)については、照明器具のLED化であることから、大阪府公有財産台帳等処理要領別表4に基づき資産として公有財産台帳に登載する必要があるが、資産ではなく費用として処理した結果、公有財産台帳に登載されておらず、財務諸表上の費用が過大に、固定資産が過小となっていた。</p>	<p>保有資産の実態を公有財産台帳において適切に表すため、速やかに修正を実施されたい。 また、固定資産計上基準等を正しく理解し、今後は適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府公有財産規則】 (台帳) 第15条 財産の所管換え、増改築、売払い等(以下「異動」という。)により、台帳に記載する内容に数量等の増減や事項の補正等の必要が生じた場合は、速やかにシステムを用いて当該内容の増減登録や事項修正登録を行うものとする。 (以下略)</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】(抜粋) 別表4 固定資産計上基準表 (固定資産上の基本方針) 2. 取得後に、当該資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことに要した支出は資産として計上する。(以下略)</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領及び公有財産台帳管理システムに係るFAQ】</p> <table border="1" data-bbox="1121 1165 2122 1396"> <tr> <td>Q3-5</td> <td>従来の蛍光灯用照明器具をLED照明器具に取替えた場合、資産計上すべきか。</td> </tr> <tr> <td>A3-5</td> <td>資産の価値を高め、又はその耐久性を増すと考えられるので、資産計上してください。 なお、撤去した器具は従前の資産から除いてください。 (撤去に係る費用は費用計上となります。)</td> </tr> </table> </div>	Q3-5	従来の蛍光灯用照明器具をLED照明器具に取替えた場合、資産計上すべきか。	A3-5	資産の価値を高め、又はその耐久性を増すと考えられるので、資産計上してください。 なお、撤去した器具は従前の資産から除いてください。 (撤去に係る費用は費用計上となります。)	<p>本検出事項については、本部施設課へ依頼の上、平成29年3月24日付けで修正登録が完了したものである。 今後は、固定資産計上基準等を正しく理解し、適正な事務処理を行うこととする。</p>
Q3-5	従来の蛍光灯用照明器具をLED照明器具に取替えた場合、資産計上すべきか。						
A3-5	資産の価値を高め、又はその耐久性を増すと考えられるので、資産計上してください。 なお、撤去した器具は従前の資産から除いてください。 (撤去に係る費用は費用計上となります。)						

監査(検査)実施年月日(委員:一年一月一日、事務局:平成28年10月3日から平成29年1月31日まで)